

令和8年度の当初予算編成方針について

私は、市長就任後、基礎自治体の使命である「市民の生活と財産を守る」という責務に真摯に向き合い、着実に施策を展開してきた。4期目においては、「次世代への積極投資」「成長基盤の強化」「健全財政の堅持」の3つの柱を掲げ、近隣他市に先駆け、小中学校給食費の恒久的無償化や子ども医療費の完全無償化を実現するなど、子育て・教育のトップランナー都市としての歩みを着実に進めてきた。また、関西将棋会館の移転誘致を契機とした「将棋のまち高槻」の取組など、日本古来の伝統文化を尊重し、その継承に取り組む、他にはない独自性のあるまちづくりを進めてきた。

本年2月には、本市の更なる成長に向けた新たなステージに踏み出すため、これまでの「歳入改革」「歳出改革」「公営企業・外郭団体改革」に加え、「成長戦略」を新たに位置付けた「みらいのための改革方針（－「大阪の高槻」から「日本の高槻」へ－）」を策定したところである。

高槻の成長・発展は一朝一夕に実現するものではなく、その実現には縮小均衡に陥ることなく、着実な改革による健全財政を基盤とした積極的な投資に間断なく取り組むことが不可欠である。

令和8年度の予算においては、市民が愛着と誇りを持ち、全国に存在感を示す「日本の高槻」として更なる飛躍を遂げるため、市民満足度を高める施策の充実はもとより、歴史や自然など本市固有の地域資源をいかした本市にしかできないまちづくりを一層加速し、輝く未来に向けた成長基盤をソフト・ハードの両面から構築していくこととする。あわせて、シビックプライドの醸成や市外への魅力発信につながるよう情報発信の強化を図ることとする。

各部局においては、更なる飛躍に向け、積極的に新たな施策を企画立案されたい。また、既存事業については、その必要性を十分検証した上で、抜本的な手法の見直しやデジタル技術の活用など、より効果的、効率的な事業実施を検討するとともに、公共施設については、利用者ニーズを踏まえ、より満足度の高い管理運営となるよう、様々な角度から維持管理手法を検討されたい。

輝く未来の実現に向け、いずれの分野においても、限られた資源を有効活用したメリハリのある事業展開を図り、新たな発想と手法により、事業効果の最大化に向けて取り組まれたい。

第1 地方行財政に関する国の方針

国は、人口減少や東京一極集中が深刻化する中で、将来にわたり持続可能な形で行政サービスを提供するために、地方における生産性向上を図るとともに、行政事務の効率化や住民利便性の向上を図る自治体DX等を推進し、地方行財政基盤の持続性を確保・強化していくとされている。

本市においても、上記の国の動向を注視するとともに、社会情勢や景気動向の不確実性が高まっている中であっても、持続可能な財政基盤を確立し、将来を見据えたまちづくりを推進していく必要がある。

第2 本市の財政状況

令和6年度は、令和5年度に引き続き、物価高騰の影響を受けている市民生活や地域経済を支援するため、プレミアム付商品券の発行（第6弾）や水道基本料金の4か月無償化、高校生等への地元産米の配布など、本市の実情に応じ、積極的に支援施策を実施したほか、小中学校給食費の無償化や35人学級編制に加え、多機能型消防団等訓練施設の整備や見守り付き校庭開放の開始など、更なる施策の充実を図ることができた。

これら施策の充実を実現できたのは、これまで間断なく改革に取り組み、全庁一丸となって健全財政の堅持に努めてきた成果である。

一方、経常収支を見ると、歳出は社会保障関係費や物価上昇による物件費や人件費等が増額となっており、今後も同様の傾向が見込まれる。また、歳入は、基幹収入である市税収入や地方交付税などの一般財源は近年増加傾向にあるものの、生産年齢人口が減少傾向にあるなか継続的な増加が見込めず、本市の財政は予断を許さない状況にあることから、今後も本市が成長を続けるためには、決して改革の手を緩めることはできない。

第3 令和8年度の予算編成

予算編成に当たっては、社会情勢の変化が大きい中、市民ニーズを的確に捉えるとともに、本市の更なる発展に向けた新規施策については、その目的と効果を明確にすること。

また、既存事業については、全ての事業に対し効果検証を行い、廃止、縮小、統合も含め、施策の取捨選択、経費の見直しを行うなど、各部局の創意工夫により生産性の向上並びに経費縮減に努め、緊急度・重要度などの観点で予算の中身を重点化し、予算要求に反映されたい。

加えて、国等の財源を最大限活用するため、新規事業はもとより、既存事業についても、国・府の補助金等の確保を積極的に図り、複数の補助金等があれば比較検討した上で予算要求を行うこと。

以上を踏まえ、未来に向けた積極的な投資と健全財政の堅持を両立させるべく、令和8年度の予算編成に当たっての基本的な考え方は次に示すとおりとする。

第4 予算編成の基本的な考え方

1 全般的事項

(1) 部の経営方針に基づく改革

市民サービスの充実、輝く未来に向けた積極的な投資、業務の抜本的な見直しなど、あらゆる視点から改革の可能性を検討し、その方向性を部の経営方針において示した上で、予算要求作業に着手すること。

(2) 予算編成の原則

- ① 予算編成に当たっては、計画的に事業を展開できるよう、年間で必要な経費を確実に見込み、全ての経費を当初予算にて漏れなく要求すること。
- ② あらかじめ補正予算が見込まれるものは、当初予算編成に併せて、事業計画調書等において、概算予算を含めた事業計画を示すこと。

(3) 予算要求基準

全ての経費について、事業や施策の優先順位を精査の上で、原則、部全体で前年度を上回らないこととする。

2 歳入について

(1) 創意工夫による財源確保

- ① 公有財産の活用を始め、広告事業やネーミングライツなど財源の確保に努め、新たな発想や努力による歳入拡大に取り組むこと。
- ② 新規事業や拡充事業など、一般財源負担が増大する場合には、職員の創意工夫をもって、新たな財源確保に最大限取り組むこと。

(2) 国・府補助金等の確保の徹底

- ① 制度改正又は交付手続き・条件等の変更を含め、国・府の動向を常に注視し、適切かつ積極的な財源確保の徹底を図ること。特に、補助金等に係る国・府の通知等は、内容に関わらず精読し、確実な歳入確保に向けて、適切な事務執行に努めること。

- ②国等の財源を最大限活用するため、新規事業はもとより、既存事業についても、国・府の補助金等の確保を積極的に図り、複数の補助金・地方債等があれば比較検討した上で予算要求を行うこと。

(3) 交付税措置のある地方債の活用

国・府補助金に加え、交付税措置のある地方債の活用を徹底するため、国の制度改正や政策動向を十分に注視しつつ、財務管理室と連携し、積極的に活用に向けた検討をすること。

(4) 国の補正予算の活用

国の補正予算については、財政上有利な地方債（補正予算債）の活用が可能となる場合が多く、積極的に活用に向けた検討を行われたい。また、国の補正予算の対象となる可能性のある事業については、当初予算とは別に予算の精査を要することから、情報を遅滞なく収集し、速やかに調整を図ること。

(5) 国・府補助金等減額時及び超過負担時の考え方

- ①国・府補助金等を財源として実施している事業の補助制度等が廃止・縮小される場合においては、原則、事業の廃止・縮小を基本とし、事業を継続する場合は必要性を十分検証すること。
- ②国庫補助事業において、市の超過負担が発生している事業については、原因となっている補助基準（単価・規模等）の改善を要望するなど、積極的な働きかけを行い、財源確保に努めること。

3 歳出について

(1) 新規・拡充事業の要求条件等

①新規・拡充事業の要求条件

新規・拡充事業については、以下のものに限り、要求を検討すること。

ア 「第6次総合計画」に掲げる8つの将来都市像を実現するため、本市の更なる成長・発展に向け、優先的・重点的に取り組む必要がある事業

イ 生産年齢人口や交流人口の増加に実効性のある施策として、効果を具体的に示すことができる事業

ウ 災害に強く強靱なまちづくりのため、防災・減災に資する施策として、効果を具体的に示すことができる事業

エ 法令等で新たに実施又は拡充することが義務付けられている事業

オ 中長期的な視点で歳出を削減するため、今のうちに着手すべき事業

カ「高槻市DX推進に向けたロードマップ」に沿った市民サービスの効果的な向上や職員の生産性の向上につながる事業

②新規・拡充事業の財源確保

新規・拡充事業を要求する際には、他の既存事業の廃止・縮小や、国・府補助金、財政上有利な地方債を最大限活用するなど、一般財源負担が考え得る限り最小となるようあらゆる角度から検討を重ねること。

③新規・拡充事業の終期設定

新規・拡充事業は、原則として、終期・見直し時期を設定することとし、後年度負担も数値で示すこと。

(2) ペーパーレス化の更なる推進

行政事務（特に内部事務）で定例的に使用している資料については、紙配付ではなく、デジタル機器の使用を原則とし、紙の出力は最小限とすること。紙購入予算（購入量）については令和7年度当初予算に引き続き、原則、各室・課の所属単位で前年度比5%削減することとする。

(3) プロポーザル方式導入における留意点

プロポーザル方式を採用する場合は、その妥当性・必要性について十分に検証のうえ予算要求すること。

(4) 委託料の精査

①仕様の見直し

委託料については、物価高騰の影響を踏まえながらも要求額が過度に上振れることのないよう適切に見込むこと。また、新規・拡充を含むものは当然のこと、経常的なものも含めて仕様を点検し、必要となる部分に絞るなど、経費の抑制に努めること。

②市の施策に関する委託の精査

啓発、計画策定・見直し等の市の施策については、職員の創意工夫による事業運営を原則とした上で、委託する場合はその必要性和金額の根拠を具体的に示すこと。

(5) 小事業単位での事業効果

①エビデンスの説明

予算要求に当たっては、新規・拡充・既存事業を問わず、事業の妥当性を裏付ける客観的な「目標（計画）」「成果」などのエビデンスに基づき要求することとし、その「目標（計画）」「成果」を具体的な数値をもって示すこと。

②小事業単位での既存事業の見直し

小事業単位での既存事業について、前年度予算計上手法を前提とせず、「目標（計画）」「成果」に見合う投資となっているか、再度見直しを行うこと。

（６）公共施設の長寿命化改修・修繕

個別施設毎のライフサイクルコスト縮減に向け、省エネルギー化など効率的な修繕や改修が行えるよう、施設別状況（劣化度・影響度）を示した個別施設計画に基づき、計画的な予算要求を行うこと。

特に、市民の利用が多い施設や設備については、アセットマネジメント推進室や建築課との連携のもと現状を十分に把握し、適切な施設管理に努めること。

4 公営企業に関する事項

公営企業においては、市長部局と同一の基調に立ち、独立採算の原則に基づく中期的な経営計画の下で、公共の福祉の増進を図るとともに、収益の確保や経費の削減など、一層の経営の合理化に努めること。